二　消費税法施行令の一部を改正する政令（平成二六年政令第三一七号）の一部改正関係

消費税率の七・八パーセントへの引上げの施行日が平成二九年四月一日とされること等に伴い、適用税率についての経過措置等を定めた消費税法施行令の一部を改正する政令の施行日を改正する等の規定の整備を行うこととした。（消費税法施行令の一部を改正する政令附則第一条、第三条～第五条及び第一二条～第一四条関係）

三　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

**◇国税通則法施行令の一部を改正する政令**（政令第一四六号）（財務省）

1　国外転出等特例の適用がある場合の所得税の更正決定等について、七年の期間制限の適用除外となる場合を定めることとした。（第二九条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年七月一日から施行することとした。

**◇租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令**（政令第一四七号）（財務省）

1　非居住者に係る金融口座情報の報告制度について、次のとおり細目を定めることとした。（第六条の二～第六条の一二関係）

㈠　特定取引を行った者の住所等所在地国と認められる国又は地域の特定に関する手続の細目を定める。

㈡　非居住者に係る金融口座情報の報告義務者となる報告金融機関等の範囲を定める。

㈢　非居住者に係る金融口座情報の報告対象となる契約に係る特定取引の範囲を定める。

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二九年一月一日から施行することとした。

**◇租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一四八号）（財務省）

一　租税特別措置法施行令の一部改正関係

1　個人所得課税

㈠　特定寄附信託異動申告書の提出をする場合等の本人確認の方法について、その提出者の署名用電子証明書その他の電磁的記録を送信する方法による場合における当該本人確認の方法の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二条の三六、第二五条の一〇の三、第二五条の一〇の四、第二五条の一三及び第二五条の一三の二関係）

㈡　金融機関等の受ける利子所得等に対する源泉徴収不適用の特例の適用対象となる金融商品取引業者等の範囲から、第一種少額電子募集取扱業者を除外することとした。（租税特別措置法施行令第三条の三関係）

㈢　上場株式等に係る配当所得等及び譲渡所得等の課税の特例等について、適用対象となる特定受益証券発行信託の受益権で公募により発行されたものの公募の要件を定めることとした。（租税特別措置法施行令第四条の二関係）

㈣　特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例について、特定管理株式等の対象とならない特定口座内保管上場株式等の範囲に、金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄等として指定されている期間内に未成年者口座から特定口座に移管がされた上場株式等を加えることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の九の二関係）

㈤　特定口座内保管上場株式等の譲渡等に係る所得計算等の特例等について、次の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一〇の二関係）

(1)　特定口座間の上場株式等の移管をする場合には、移管元の金融商品取引業者等の営業所の長は、当該移管する上場株式等を国外における振替口座簿に類するものに記載又は記録をして移管先の特定口座に移管することができることとした。

(2)　特定口座に受け入れることができる生命保険会社の相互会社から株式会社への組織変更によりその社員に割り当てられた上場株式等で特別口座において管理されているものについて、次の措置を講ずることとした。

イ　当該上場株式等の特定口座への受入れは、その組織変更による割当ての日から一〇年以内に行われるものに限ることとした。

ロ　当該上場株式等の範囲に、当該上場株式等の株式の分割、株式無償割当て又は取得条項付株式の取得事由の発生により取得した上場株式等（その組織変更による割当ての日から一〇年以内に受け入れる同一銘柄のものに限る。）を加えることとした。

(3)　特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等で当該未成年者口座からの特定口座への移管により受け入れるもの等を加えることとした。

㈥　その出国の日の属する年分の所得税につき国外転出をする場合の譲渡所得等の特例の適用を受けた者が、帰国をした後、出国口座内保管上場株式等移管依頼書の提出をする場合における手続の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一〇の五関係）

㈦　未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から非課税口座に移管がされる上場株式等の移管の方法の細目を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三関係）

㈧　未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税について、未成年者口座等からの移管等が契約不履行等事由に該当しないこととなる災害、疾病その他のやむを得ない事由の細目、未成年者口座等廃止事由等に該当しない未成年者口座等からの移管等の範囲、未成年者口座を開設している者が基準年の前年一二月三一日までに出国した場合における手続、契約不履行等事由が生じたことによる未成年者口座の廃止に伴い金融商品取引業者等が徴収する所得税の納付手続の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第二五条の一三の八関係）

㈨　公益社団法人等に寄附をした場合の所得税額の特別控除について、その実績判定期間にその設置する特定学校等の定員等の総数が五、〇〇〇に満たない事業年度（以下「特定事業年度」という。）を有する学校法人又は社会福祉法人に係るいわゆるパブリック・サポート・テストの絶対値要件について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第二六条の二八の二関係）

(1)　実績判定期間内の判定基準寄附者数が年平均一〇〇人以上とする要件の当該判定基準寄附者数は、特定事業年度における判定基準寄附者数に五、〇〇〇を乗じてこれを当該定員等の総数で除して計算する。

(2)　実績判定期間内の各事業年度における当該判定基準寄附者からの寄附金の額の総額に一二を乗じてこれを当該実績判定期間の月数で除して得た金額が三〇万円以上であることを要件に追加する。

2　法人課税

㈠　試験研究を行った場合の特別税額控除制度における特別試験研究費の額に係る特別税額控除制度について、特別試験研究機関等と共同して行う試験研究等に係る試験研究費の額の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の三、第二七条の四及び第三九条の三九関係）

㈡　地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定建物等の取得価額の最低限度等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の五の二、第二七条の一二及び第三九条の四五の二関係）

㈢　雇用者の数が増加した場合の特別税額控除制度について、地方事業所特別基準雇用者数及び地方事業所特別基準雇用者数の細目等を定めることとした。（租税特別措置法施行令第五条の六、第二七条の一二の二及び第三九条の四五の三関係）

㈣　船舶の特別償却制度について、対象となる船舶の範囲から総トン数一万トン未満の外航船舶を除外することとした。（租税特別措置法施行令第五条の八、第二八条及び第三九条の四九関係）